

◇契約における注意事項◇

① 契約約款

契約書作成時は、磐田市ホームページ掲載の最新版の契約約款をダウンロードし使用すること。

【対象】	磐田市建設工事請負契約約款	磐田市業務委託契約約款
	磐田市工事監理業務委託契約約款	

② 仲裁合意書について（建設工事のみ）

仲裁合意書は、契約書（綴じ込み）の一部ではなく、別途提出とすること。

③ 印紙税軽減措置について（建設工事のみ）

『所得税法等の一部を改正する法律』により、建設工事請負契約書については、平成26年4月1日以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることになりましたので、注意すること。

※詳細は、国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/inshi/pdf/1055-2.pdf>

④ 契約書作成について

落札者は、契約書の作成方法（磐田市ホームページ参照）に準じて、契約書を作成すること。作成時には、次の点の記載に注意すること。

【前払金】	前払金額・前払回数	（建設工事のみ）
【契約保証】	契約保証金・契約約款該当号数	

⑤ その他

開札後、電子入札より落札者決定通知書を受信した業者は、契約保証及び前払金の有無について、契約検査課（0538-37-4802）に速やかに電話連絡すること。